

平成 25 年(ネ受)第 1321 号 慰謝料請求控訴事件

上告人

被上告人 原田國男

2014 年 3 月 7 日

最高裁判所 御中

上告受理申立理由書

法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと(2 項 1 号)。

判決書・通知書の送達は裁判所の職権行為であり、書記官は郵便送達を利用する。郵便法 49 条は、民事訴訟法に従った送達を行うため、「特別送達」と呼ばれる郵便物の特殊取扱を定めている。

平成 25 年(ワ)585 号事件・平成 25 年(ネ)4554 号控訴事件の判決書及び、上告提起通知書の特別送達郵便は、郵便法第 37 条に違反する送達が為された、故に民法第 97 条でいう「到達」には当たらない。

裁判所からの特別送達は到達していても、その中身が判決文や期日通知書であれば、これは裁判所の意思表示であり、これが郵便法に違反した特別送達及び普通郵便物であったなら、この郵便物は到達はしていても、郵便法第 37 条により法的効力はないということになる。

郵便法第 37 条第 1 項、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

この「正当交付」とは、郵便法違反で届いた郵便物は「正当交付」にはならない、郵便法違反は、強行規定違反にあたる。

強行規定違反は、問答無用で無効であり、強行規定=公益に関するもの=郵便法=絶対的強行法規である。

絶対的強行法規=どんな理由があっても、郵便物は郵便法に則り扱わなければならない。

送達が適法でない限り、かかる裁判は終了したことにはならない、郵便法違反であれば、判決が特別送達によって送達されているとしても、郵便法第 37 条によって民法第 97 条でいう「到達」は、法的効力がなくなる。

よって、上告人の主張する法的結論は、立川支部・東京高裁からの送達は無効であり判決裁判所を構成せず、最高裁は破棄差し戻しすべきである。

結語

強行規定は、国家や社会などの一般的な秩序を守るために規定である。

このため行為の当事者が強行規定より異なる意思表示をおこなったとしても、強行規定が優先される。

上告人は日本郵便株式会社に対して「特別送達郵便に係る質問書」を提出、しかし、未だ回答が得られず、また本書面を書留郵便で送り、この検索結果から統括郵便局を経ずに送達される郵便法違反を証明する、この結果を上告人は論証の追完とする故に、郵政からの回答が得られるまで審議を留保されたい。以上

疎明資料 No.1(控訴審判決書特別送達) No.2(特別送達) No.3(一般書留)まで提出する。

平成25年(ネオ)第1220号 慰謝料請求控訴事件

上告人

被上告人 原田國男

2014年3月7日

最高裁判所 御中

上告理由書

郵便法違反 法律に従って判決裁判所を構成していない。

郵便法の規定は違憲であるとの判例が、2002年9月11日に出されている。

判例平成14年09月11日 大法廷判決 平成11年(オ)第1767号 損害賠償請求事件

この判例は、郵便法第68条が憲法17条に違反しているという違憲判決の内容であるが、特別送達を含む一般書留等郵便物の重要性について、最高裁の裁判官15名が郵便物の重要性、とりわけ裁判所からの特別送達の重要性を述べている。

債権差し押さえ命令を特別送達で第三債務者へ送達する際、郵便配達員が郵便局内の第三債務者の私書箱に投かんしたため、送達が遅れ、よって差し押さえの目的を達することが出来なくなった。

この責任を郵政側にあるとして、国家賠償を求める裁判を起こしたが、郵政側は配達員が特別送達を私書箱に投かんした行為は、郵便法第68条及び73条を盾に、配達員の軽過失であるからということで国家賠償には当たらないと主張した。

最高裁は、この郵便法68条及び73条のうち、特別送達郵便物について軽過失は國家賠償には当たらないという部分が、憲法17条に違反していると判断した。

この最高裁の判例内容は、この特別送達が郵便法でいう正規の取扱いを受けていた特別送達である。

この判決を受け、特別送達について別送達民営化後の内国郵便約款第153条2項で、故意又は過失であれば、これによって生じた損害を賠償すると変更され、「重大な」という前提が撤廃されている。

本件の事件では、特別送達郵便が郵便法に基づいた「統括支店」を経由せず、追跡結果では不正表示がされて、非郵便認証司が配達する、これでは適正な手順に従い確実な送達でなく、**郵便法に基づく正規な取り扱いをされた特別送達ではない。**

訴訟の始まりである裁判所からの期日通知書は、特別送達郵便ではなくFAX送信された、答弁書も直接に被告から簡易書留で届いた、裁判所が郵便を介しないFAX送受信で原田國男訴訟は始まった、この**FAXを操作すれば偽装裁判が可能である。**

立川支部と4年前に閉鎖された八王子支部の市外局番は違う、しかし立川支部から送信されたFAX番号の送信記録には、+81なる日本コードが印字されて、更に面妖なことには、この81を外せば旧八王子支部民事部のFAX番号となる。

郵便法37条でいう郵便法および郵便約款に則り、郵便物が郵便法違反であれば、民法97条の「到達」したところで、到達自体が無効であり、到達が無効なら、「法的効力」も発生しない、問答無用で本件は、法律に従って判決裁判所を構成していない。

以上

疎明資料 No.4(通知書)・5(fax通信記録)を提出する。